

# 釜石市新市庁舎建設（電気設備）工事応募要領

釜石市特定市営建設工事入札参加資格審査申請の受付および設計図書の配付について、下記により行います。

令和5年12月25日

釜石市長 小野 共

## 1 工事概要

- (1) 工事名 釜石市新市庁舎建設（電気設備）工事  
※本工事は分離発注工事（建築主体・電気設備・機械設備）
- (2) 工事場所 釜石市天神町5番20号（地番：天神町33番1）
- (3) 標準工期 21か月間（R5年度：0%，R6年度：15%，R7年度：85%）
- (4) 工事内容
  - ア 釜石市新市庁舎建設工事における電気設備工事一式
  - イ 敷地面積：11,757.92㎡
  - ウ 構造：【庁舎棟】鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上5階建  
【車庫棟】鉄筋コンクリート造 地上2階建
  - エ 延面積：8,887.45㎡
- (5) 入札方法 条件付一般競争入札（特定建設工事共同企業体もしくは単体企業）
- (6) 建設スケジュール（予定）

令和6年2月1日（木）	入札
令和6年2月5日（月）	仮契約
令和6年3月中旬	契約
令和7年12月21日	竣工

## 2 特定建設工事共同企業体の場合の応募資格要件等（単体企業の場合は次項3を参照）

### ① 特定建設工事共同企業体の構成員数

- (1) 2者又は3者とする。
- (2) 自主結成方式とする。

### ② 特定建設工事共同企業体の応募要件

本工事の入札参加資格審査を希望する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」

という。)に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

- ア 釜石市の令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）において、区分が「電気A」に登録されている者。
- イ 本工事に対応する許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者。
- ウ 公告の日から入札の日までの間に、釜石市から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 構成員のうち、全構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とすること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないものであること。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続の決定を受けた者を除く。）であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ク 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例37号）に規定する暴力団員又は条例に規定する暴力団関係者でないこと。また、釜石市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年釜石市告示第124号）に掲げる措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）に必要な資格に関する事項

- ア 釜石市の令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）において、区分が「電気A」に登録されている者のうち、特定建設業許可を受けている者。
- イ 1級電気工事施工管理技士、もしくはそれと同等以上と認められる者で、監理技術者資格者証を有し、かつ3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人及び監理技術者（兼務可能）として専任で配置できる者。
- ウ 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

(3) 代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

- ア 釜石市の令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）において、区分が「電気A」に登録されている者。
- イ 1級電気工事施工管理技士、もしくはそれと同等以上と認められる者で、監理技術者資格者証を有し、かつ3ヶ月以上の雇用関係にある者を監理技術者として専任で配置できる者。

**3 単体企業の場合の応募資格要件（特定建設工事共同企業体の場合は前項2を参照）**

**単体企業に必要な資格に関する事項**

- ア 釜石市の令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）において、区分が「電気A」に登録されている者。
- イ 1級電気工事施工管理技士、もしくはそれと同等以上と認められる者で、監理技術者資格者証を有し、かつ3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人及び監理

- 技術者（兼務可能）として専任で配置できる者。
- ウ 公告の日から入札の日までの間に、釜石市から指名停止措置を受けていないこと。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないものであること。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続の決定を受けた者を除く。）であること。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
  - キ 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例37号）に規定する暴力団員又は条例に規定する暴力団関係者でないこと。また、釜石市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年釜石市告示第124号）に掲げる措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

#### 4 釜石市特定市営建設工事参加資格審査申請書の提出等

本工事の入札参加資格審査を希望する者は、釜石市特定市営建設工事参加資格審査申請書及び添付書類を持参または郵送・配達により提出し、審査を受けなければならない。

##### (1) 申請書の提出等

- ア 期間：令和5年12月25日（月）から令和6年1月12日（金）まで  
 ※土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始の閉庁期間（12月29日（金）から1月3日（水）まで）を除く。
- イ 受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで  
 持参又は郵送・宅配便（必ず配達記録が残る方法とし、到着確認を行うこと。）のいずれかの方法により提出のこと。電子メール・ファックスによる提出は受理しない。

※持参の場合は、希望日時を事務局に連絡の上、電話予約を行うこと。  
 郵送・宅配便の場合は提出期限必着とする。なお、封筒の表には本件の申請に係る書類が入っていることがわかるよう記載すること。

- ウ 提出場所（事務局）  
 所在地：〒026-8686 岩手県釜石市只越町三丁目9番13号  
 担当：釜石市総務企画部資産管理課 新市庁舎建設推進室（第一庁舎東側3階）  
 電話番号：0193-22-2111（内線178）  
 0193-27-8429（直通）

エ 提出部数 1部

オ 提出書類

<申請書>

- ・釜石市特定市営建設工事参加資格審査申請書（様式第1号）

<添付書類>

- ・特定建設工事共同企業体協定書（写し） ←単体企業の場合は添付不要
- ・配置予定技術者等申告書（様式第2号）

- ・配置予定技術者の資格者証・合格証等（写し）
- ・配置予定技術者の「3か月以上の雇用関係」がわかるもの（写し）
- ・経歴書（様式第3号）
- ・承諾書（様式第4号）
- ・暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第5号）

※上記要件を確認するため、全ての構成員もしくは企業は、配置予定技術者の「資格者証・合格証等の写し」と「3か月以上の雇用関係がわかるものの写し」を提出すること。

※配置予定技術者は、現場代理人もしくは監理技術者として担当した主な工事の経歴書を提出すること。

※本工事は、作業員の確保、資材や事務用品の調達などを釜石市内業者から行い、地域経済の活性化をはかることを目的として、承諾書の提出を求めるとし、着工後には定期的に履行確認を行うこととする。

## (2) 参加資格審査についての質問書の受付・回答

### ア 受付期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月10日（水）正午まで

※年末年始の閉庁期間（12月29日（金）から1月3日（水）まで）に送信されたメールの受信確認は1月4日（木）以降になります。

### イ 提出方法

質問書（様式第6号）を作成のうえ、電子メールにて提出すること。

E-mail [tyousya@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)（必ず受信確認を行うこと。）

### ウ 質問書への回答

令和6年1月11日（木）までに電子メール等で全者に回答する。回答準備が整った場合は、1月11日（木）を待たずに随時回答するものとする。

## (3) 提出された書類に以下に記載する事項が認められる場合には失格とする。

ア 必要な事項が記載されていない場合

イ 必要な条件を満たしていない場合

ウ 虚偽の記載をした場合

(1) 審査結果通知：令和6年1月16日（火）までにファックス等迅速な手段で通知するとともに、通知書原本は郵便等をもって送付する。

## (2) 留意事項

所定の提出方法及び様式以外の質問は受理しない。

## 5 その他

(1) 現場説明会は行わない。

- (2) 提出された書類は返却しない。なお、これを公表し、又は無断で使用することはない。提出書類に記載した配置予定の技術者を変更する場合、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 申請書及び添付資料の作成及び提出等に係る経費は、申請者の負担とする。
- (4) 同一の工事については全ての構成員（全業者）とも、複数の応募はできない。（代表者あるいは構成員が同一工事で他の共同企業体の構成員として複数応募した場合は、その該当する共同企業体は応募資格要件不良として処理する。）

## 6 設計図書の配付について

### (1) 配付方法

- ア 期間：令和5年12月25日（月）から令和6年1月10日（水）まで  
※土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始の閉庁期間（12月29日（金）から1月3日（水）まで）を除く。
- イ 時間：午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 場所  
所在地：〒026-8686 岩手県釜石市只越町三丁目9番13号  
担当：釜石市総務企画部資産管理課 新市庁舎建設推進室（第一庁舎東側3階）  
電話番号：0193-22-2111（内線178）  
0193-27-8429（直通）

※設計図書は電子記録媒体で配付するものとし、公告開始時点から受け付ける。

受け取り希望日時を事務局に連絡の上、電話予約を行うこと。

※設計図書の受け取りは、入札参加資格審査を希望する「電気A」（釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分））に登録されている者のみとする。

### (2) 設計図書についての質問書の受付・回答

- ア 受付期間  
令和6年1月17日（水）から令和6年1月24日（水）正午まで
- イ 提出方法  
質問書（様式第7号）を作成のうえ、共同企業体の代表者 **もしくは単体企業** が電子メールにて提出すること。代表者以外の構成員に同報（電子メールのCC）を入れることも可とする。  
E-mail [tyousya@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)（必ず受信確認を行うこと。）
- ウ 質問書への回答  
令和6年1月29日（月）までに、全ての共同企業体代表者 **もしくは単体企業**（質問書提出の際に代表者以外の構成員への同報があった場合は代表者以外も含む）に電子メール等で連絡する。回答準備が整った場合は、1月29日（月）を待たずに随時回答するものとする。